

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和5年9月

住 田 町

## 目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2	効率的かつ安定的な農業経営の指標	・ ・ ・ ・ ・	3
第 3	第 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	4
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	5
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	7
1.	第 18 条第 1 項の協議の場の設置方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他の第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	7
2.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	8
3.	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進 その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	10
4.	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	11
5.	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	・ ・ ・ ・ ・	11
第 6	その他	・ ・ ・ ・ ・	12
別表 1	(第 2 の 1 (1) 関係)	・ ・ ・ ・ ・	13
別表 2	(第 2 の 1 (2) ウ関係)	・ ・ ・ ・ ・	14

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 住田町は、岩手県東南部北上山系の南端に位置した中山間地域であるため、一部の平坦地を除いては傾斜地や狭小な耕地が主である。このような自然条件の下、いちご、きゅうり、葉たばこ等の高収益作物の導入、ブロイラー、肉牛等の施設型畜産経営を組み合わせた集約的複合経営の「住田型農業」を推進し、農業生産を発展させてきたが、近年は農業従事者の高齢化等により生産意欲が減退し農業生産が停滞し弱体化の傾向にある。

今後は、本町の農業の担い手となる農業者を確保し、地域の中核的経営体へと育成していくことが重要であり、そのためには農業に意欲的に取り組んでいける環境を整備していく必要がある。

また、担い手以外の農家についても効率的な土地利用等を推進し農業生産の全体的な向上が図られるよう努めていく。

このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画、住田町農業基本計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 住田町の農業就業人口は、昭和35年以降高度経済成長期にかけて人口の都市部への流出が急増したこと等により急速に減少してきた。近年減少のピークは過ぎたものの減少傾向には歯止めがかかっていない。さらに、農業後継者の多くが町内はもとより近隣の市町村へ就労するなど兼業化も併せて進行してきたため、農業従事者の高齢化等が進み、特に耕種農家では担い手不足が深刻化している。また中山間地域という自然条件下において基盤整備率が低いうえ、今後も、農業者の大幅な減少が見込まれることから、農業の生産基盤が損なわれ、地域コミュニティの維持が困難となること等が懸念されている。

3. 住田町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、地域のあるべき姿や地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）を明確化した地域農業マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の実質化に取り組むとともに、その目標実現に向けた取り組みを展開している。今後は、このマスタープランの中で明確化された地域の中心となる経営体を育成するとともに、これら経営体への園芸品目の導入や6次産業化などの多角化等を促進し、経営基盤の強化を図るものとする。

一方、国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定（令和2年3月31日閣議決定）し、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、実質化されたマスタープランの実行と農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地の集積・集約化の加速化などに取り組むこととされた。

また、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第101号。以下「法という」。）が改正（令和5年4月1日施行）され、地域の農業を担う者の確保及び育成を図るため、基本構想を策定している市町村において、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という）を定めることとされた。

当町においても、今後は、農業経営・就農相談センター等との連携や農地中間管理機構による農地の賃借等によりマスタープランに位置付けられた中心経営体や地域計画に位置付けられた担い手等の育成を進めながら、個別型の集約的複合経営とともに法人化を視野に入れた集落営農組織による土地利用型の農業経営の展開を図るものとする。

4. 住田町は、将来の住田町農業の担い手となる農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業生産組織等が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを主として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、住田町は、住田町農業振興協議会が要となり総合的な本町農業の発展のための推進体制、方向性等の整備を図るとともに集落農林業振興会ごとの農業の推進方向、集落における担い手の発掘、育成等を促進するための指導、援助を進めていく。特に、集落で中心となる担い手農業者及び集団が行う農業経営に対し農業協同組合、農業改良普及センターが主体となり技術面、営農面の改善方策を提示し、農業者等の自主的な選択判断を十分加味したうえで各々の農業経営改善計画について適正な指導及び誘導を相互の連携を綿密に図りながら推進していく。

新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、それぞれ発展段階に応じた生産技術や経営手法の習得を誘導するとともに、就農計画の実現に必要な農地や機械などの生産基盤の確保など、関係機関や団体、地域の生産組織等が連携して支援し、次世代を担う新規就農者の確保・育成を図る。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、経営規模の拡大等により農業経営の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在住田町農業委員会などによる地域の掘り起こし活動を強化して、農地中間管理機構との連携により、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等の促進を図る。特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進事業（法第4条第3項）、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業（以下、「農地中間管理事業及び特例事業」という。）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。また、土地基盤整備のなされていない地域においては、整備と併せた団地化の推進、なされている地域においては集落営農組織化を進め、土地の有効利用や遊休農地の解消を進めていく。本町においては、模範となる集団的土地利用を行っている地域がないので、周辺市町村及び先進地等の事例を元に効率的な農用地の利用集積が全町的に普及するよう、また、地域の実情を十分検討し適正な農地の流動化を図られるよう、地域の農業者を含め関係機関及び団体で推進していく。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者がその目標とする経営内容を営めるよう集落内での農用地の利用調整等を図っていく。農作業受委託に関しては、既存の受託組織への集積を図りつつ組織の人員体制、資本の整備を強化していくこととし、地域内に既存組織が存在しない集落については集落内、あるいは集落を越えて受託作業を行えるような体制を整え、集落単位での効率的な土地利用の推進に取り組んでいく。生産組織については、各生産組織の経営内容に適合した育成を図れるよう関係機関、団体で指導していくとともに、肉用牛、酪農経営農家における粗飼料栽培・収穫作業の組織化、付加価値農産物の組織化等を推進していく。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模及び安定兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等の間で補助労働力の提供等による役割分担を地域の話し合いをもとに明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営

の育成施策の中心に位置づけ、住田町農業委員会の支援による農用地利用を法第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、住田町が主体となって、関係機関、団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。また、農業生産の担い手となり得る女性農業者について、農業経営改善計画の共同申請の推進や家族経営協定の締結、集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場へ参加を呼びかける等、積極的な地域農業への参画を促進する。

5. 住田町は、住田町農業振興協議会を推進母体とし、今後農業経営改善計画の認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的な指導を図るための研修会等の開催を住田町、住田町農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターが協力し行っていく。

特に、実質化されたマスタープランや地域計画の実践に向けた取り組みについては、集落の自主性を活かしつつ、各集落の特徴を踏まえた重点的支援を行い認定農業者や集落営農組織の育成を図る。個別農業者については、安定的な経営のための営農形態構築が必要である。併せて近年の消費者の食の安全・安心に対するニーズの高まりに呼応し、農薬・化学肥料の使用を低減し、環境に配慮した地域の生産物の評価向上を図る。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の指標

### 1. 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

#### (1) 個別経営体

目指すべき営農類型と経営規模は、標準的な家族農業経営を想定して、1経営体あたりの年間所得が330万円程度を確保できる経営を提示した。

また、労働時間は、主たる従事者2,000時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合は雇用を想定している。

さらに、新たな農業経営を営もうとする青年等にあつては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得が「就業後間もない他産業従事者」並の250万円程度、年間労働時間は2,000時間程度を確保できる経営とする。

営農類型及び経営規模に対応する生産方式は、別表1のとおりである。なお、新たな農業経営を営もうとする青年等の営農類型及び経営規模に対応する生産方式については、別表1を参考として所得目標を見据えた規模とする。

#### (2) 集落営農経営体（特定農業法人など）

ア 主たる従事者2人と従たる従事者3人による、集落営農の発展を目指す農業法人の営農類型とした。

イ 主たる従事者が(1)で掲げる他産業並みの労働時間（年間2,000時間）で、地域他産業従事者と遜色ない生涯所得（年間所得250万円）に到達する体系とし、組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金を支払うものとする。

ウ なお、営農類型及び経営規模に対応する生産方式は別表2のとおりである。

## 2. 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

経営管理の方法	農業従事の態様等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業経営改善計画の達成に向け、単年度毎の取組内容を記載した単年度経営計画の作成と実践</li> <li>・ いわて農業経営相談センター等の専門家の積極的な活用</li> <li>・ 複式簿記記帳による経営と家計の分離</li> <li>・ 研修等による経営管理能力の向上</li> <li>・ 経営体質の強化のための自己資本の充実</li> <li>・ 経営内の役割の明確化</li> <li>・ 生産工程管理（GAP）の実施</li> <li>・ 必要に応じ、法人形態への移行</li> <li>・ 青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働評価の適正化と家族経営協定の締結に基づく給料制の導入</li> <li>・ 休日制の導入、ヘルパーの活用等による計画的な休日の確保</li> <li>・ 作業量に応じた臨時雇用等労働力の確保</li> <li>・ 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保</li> <li>・ 法人経営においては、従事者全員及び雇用者の社会保険の加入、厚生施設等の充実</li> </ul>

## 第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

住田町の特色ある農畜産物を安定的に生産するとともに、農業の維持・発展必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規農業者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定による就業性、休日制、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

### 2. 住田町が主体的に行う取組

住田町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、町農林業振興会、農業委員会や農業改良普及センター、農業協同組合など関

係機関・団体と連携して、就農希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術、農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保等の支援サポートを行う。その中で、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

さらに、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化し、農業協同組合とも連携して、生産物の販路の確保を支援する。

### 3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

住田町は、町農林業振興会、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合など関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

就農に向けた情報提供及び就農相談については町農政課、技術や経営ノウハウの習得については農業改良普及センターや農業協同組合、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センターや農業協同組合、住田町認定農業者、指導農業士等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など各組織が役割を分担しながら各種取り組みを進める。

### 4. 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

住田町は、農業協同組合等と連携して区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び各関係機関へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及び各関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を育成した場合、こ

これらの農業者が、地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標及び農用地の面的な利用集積についての目標は次のとおりである。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
45%	

○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的利用集積についての目標  
第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を営むものが、農用地を効率的に利用し得るよう、これらの者への面的利用集積を促進しその割合が高まるよう努める。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、認定農業者、認定新規農業者、集落営農組織等の担い手の地域における農用地利用面積（所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積（水稻については、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の基幹3作業のすべてを受託している面積、その他の作目については主な基幹作業を受託している面積）の合計面積。）の割合の目標である。
- 2 目標年次は、令和12年度とする。

## 2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、住田町農業振興協議会を核として、関係機関及び団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、住田町は、関係機関及び団体と共に、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用の改善等については、次により進めることとする。

- (1) 基盤整備が終了した地区においては、水稻の作付が中心となっているが、農地利用集積については進んでいるとは言えない状況である。

このため町は、関係機関及び団体の連携のもと、農地中間管理事業等の活用・促進を図り、遊休農地化を防いでいくとともに、認定農業者、集落営農組織などが効率的かつ安定的な農業経営を行えるように努める。

- (2) 中山間地域については、水稻を中心に自給的経営を行っており、農地の利用集積以前に農地の遊休農地化が進んできている状況である。

これらの地域では、鳥獣による食害がひどく農業に対する意欲の低下がみられ、

このままでは農地として維持していくことも難しくなる恐れがあり、その対策が重要となっている。

このため町は、関係機関及び団体の連携のもと、農地中間管理事業等の活用・促進を図り、集落単位による鳥獣害対策を進めるとともに農地の遊休化を防ぎ、集落単位による営農活動を進めていき、集落機能の維持に努める。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

住田町は、岩手県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、住田町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

住田町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、地域の特性を踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて農地中間管理機構による農地中間管理事業

および特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

### 1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

#### (1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

##### ①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定する。

##### ②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、町の広報やすみたTVに加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

##### ③参加者

農業者、町、農業委員会、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、県、その他関係者とする。

##### ④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を町農政課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。

同区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

本町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

住田町は、農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、社会的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経済活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落又はその一部）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者等とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者等に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする農業者等の組織する団体で、定款又は

規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 6 - 1 号の認定申請書を住田町に提出して、農用地利用規程について住田町の認定を受けることができる。

② 住田町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者等の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 住田町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を住田町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第 9 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

① ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等の申出及び農作業の委託あっせん等の手続きに関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

② 住田町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について (5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が (5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が (2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の受託を受けることが確実で

あると認められること。

- ④ (6)の①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の①に規定する団体は、その実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、認定農業者等に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② (6)の①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、その実施区域において農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 住田町は、農用地利用改善団体（(5)の①の市町村の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。）が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 住田町は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、住田町農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益社団法人岩手県農業公社）等の指導及び助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の主体性を尊重しながら、その団体等の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の委託の促進

住田町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには、利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者からの申出があった場合は、

農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同機械利用施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。

#### 4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

住田町は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、関係機関及び団体と連携を図り、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の充実、先進的法人経営等での実践研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制やヘルパー制度の導入並びに高齢者や非農家の活用システムを整備する。

#### 5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

##### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

住田町は、1から3に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 住田町は、畜産関係事業の実施により組織的畜産経営の規模拡大、草地及び農用地の造成による粗飼料自給率の向上、大規模圃場の整備活用を促進し、経営の安定化を推進する。

また、畜産排せつ物を資源として活用するとともに、畜産公害の防止等環境保全への対応を図る。

イ 住田町は、マスタープランの実現に向けて、多様な担い手の育成を図る。水稲作については農用地の集積、とりわけ面的集積による効率的作業の推進、また、転作田については高収益作物栽培を核とした園芸生産を推進するとともに、作付の集団化を図る等産地化の育成に努める。

ウ 住田町は、農業機械・施設の導入や基盤整備事業を推進することにより、農作業の効率化を進め、担い手を中心とした効率的な農業生産体制の確立を図る。

エ 住田町は、農畜産物の銘柄化、特産化を推進するため、安全安心の農作物生産や山菜類の栽培を推進する。併せて加工への取り組みを推進し、付加価値を高めた農家所得の安定化の確立を推進する。

オ 中山間地域においては、中山間地域等直接支払交付金の活用により、地域の連携を強化し、地域の特徴を活かした農業経営の育成に資するよう努める。

カ 住田町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮する。

##### (2) 推進体制等

###### ① 事業推進体制等

住田町は、住田町農業振興協議会、住田町農業再生協議会を活動の推進母体とし、各集落の農林業振興会等農業者団体との連携を図りながら、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。住田町農業振興協議会は、このよう

な検討結果を踏まえ、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について各関係機関及び団体別の活動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の集積を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

住田町農業委員会、農業協同組合及びその他関係機関及び団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、住田町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

1. この基本構想は、平成 12 年 3 月 31 日から施行する。
2. この基本構想は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
3. この基本構想は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。
4. この基本構想は、平成 22 年 4 月 27 日から施行する。
5. この基本構想は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
6. この基本構想は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
7. この基本構想は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。
8. この基本構想は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。
9. この基本構想は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。

別表1 個別経営体の営農類型、経営規模、生産方式

営農類型	経営規模	生産方式
野菜＋水稲	水稲－1.0ha いちご－0.35ha きゅうり－0.15ha 経営面積－1.5ha	(資本装備) トラクター (20ps) 1台 動力噴霧器 簡易ビニールハウス 水稲は作業委託
野菜＋水稲	水稲－1.0ha 作業受託－9.0ha きゅうり－0.2ha 経営面積－10.2ha	(資本整備) トラクター (30ps) 1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (4条) 1台 乾燥機 2台 動力噴霧器
野菜＋水稲	水稲－10.0ha きゅうり－0.2ha ねぎ－0.2ha 経営面積－10.4ha	(資本整備) トラクター (30ps) 1台 田植機 (6条) 1台 動力噴霧器ほか 水稲刈取り乾燥調製は委託
野菜専作	トマト－0.6ha ハウレンソウ－0.2ha 経営面積－0.8ha	(資本整備) 簡易ビニールハウス トラクター (20ps) 1台 動力噴霧器ほか トマトは点滴灌水栽培
酪農	経産牛－50頭 飼料作物－3.0ha 牧草－20.0ha	畜舎 トラクター (50ps,80ps) 2台 その他飼料用機械
肉用牛	黒毛和種 (繁殖) －25頭 " (肥育) －50頭 飼料用作物－3.0ha 牧草－10ha	畜舎 トラクター (50ps) 2台 その他飼料用機械
養豚	母豚－300頭	畜舎 家畜排せつ物処理施設
肉用鶏	肉用鶏 50千羽	畜舎

別表2 集落営農経営体の営農類型、経営規模、生産方式

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+大豆	水稲－30.0ha 大豆－15.0ha  経営面積－45.0ha	(資本装備) トラクター (50ps) 2台 田植機 (6条) 2台 大豆播種機 (4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン (5条) 2台 普通型コンバイン 1台 乾燥機 3台 静置式乾燥機 2台
水稲+野菜	水稲－20.0ha 作業受託－20.0ha きゅうり－0.4ha  経営面積－40.4ha	(資本整備) トラクター (50ps) 2台 田植機 (6条) 2台 コンバイン (4条) 2台 乾燥機 3台 動力噴霧器
水稲+野菜	水稲－10.0ha 作業受託－30.0ha トマト－0.8ha  経営面積－40.8ha	(資本整備) トラクター (50ps) 2台 田植機 (6条) 2台 コンバイン (4条) 2台 乾燥機 3台 動力噴霧器 簡易ビニールハウス
野菜専作	トマト－1.0ha  経営面積－1.0ha	(資本整備) 簡易ビニールハウス トラクター (20ps) 1台 動力噴霧器ほか トマトは点滴灌水栽培